

臨時会第9号議案

財産の取得について

次のように財産を取得するものとする。

令和2年10月20日提出

春日市長 井 上 澄 和

- 1 取得する財産 タブレット型パソコン(春日市立小中学校用)
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得価格 44,854,700円
- 4 取得の相手方 福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号
西日本電信電話株式会社 福岡支店
取締役福岡支店長 小澤 正憲

提案理由

タブレット型パソコン(春日市立小中学校用)を取得するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)第3条の規定により市議会の議決を求めらるものである。